

危機管理マニュアル

笠原ひまわりのお家・住吉分園

特定非営利活動法人 子育て支援グループ

ひまわりのお家

危機管理マニュアル目次

I・危機管理における指揮権

- 1・基本的指揮権
- 2・園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3・お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足・宿泊学習など)
- 4・イベント等特殊な状況

II・危機における対応と予防

- 1・地震発生時における予防と対応
- 2・警戒宣言が出された場合の対応
- 3・火災時における予防と対応
- 4・その他の自然災害における予防と対応
- 5・事故発生時における予防と対応
- 6・事件発生時における予防と対応
- 7・食中毒発生時における予防と対応
- 8・光化学スモック等大気汚染発生時における予防と対応
- 9・感染症における対応と予防
- 10・インシデント報告書様式
- 11・事故報告書様式

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは特定非営利活動法人子育て支援グループひまわりのお家消防防災計画規定にもとづき、ひまわりのお家の笠原保育園と住吉分園学童施設における全ての職員が火災、災害、事故、事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて、入所園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機の定義と摘要

施設内における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、入所園児及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、ひまわりのお家の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての入所園児を保護者に安全に確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I・危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の欠席者または代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1・基本的指揮権（施設内において危機的状況が発生した時も下記の通り）

基本的指揮権とは、日常の保育業務・学童活動において命令・指示権を持つ者であり順位としては次の各号通りとする。

①理事長

②認可外責任者・児童発達支援管理責任者

③防災担当者

④各クラス担任・保育士・児童指導員・事務員

*複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルⅡ章及びⅢ章の対応を規範に的確な指示を職員に伝えること。

2・施設外活動における指揮権者

（散歩・遠足・宿泊学習・芋ほり・学童活動等）

①理事長

②認可外責任者・児童発達支援管理責任者

③防災担当者

④各クラス担任・保育士・児童指導員・事務員

*複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

3・イベント等特殊な状況における指揮権者

（運動会、もちつき、卒園式、クリスマス会、交流保育、観劇、講演会など）

①理事長

②認可外責任者・児童発達支援管理責任者

③防災担当者

④各クラス担任・保育士・児童指導員・事務員

*複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

Ⅱ・危機における対応と予防

1・地震発生時における予防と対応

(1)予防（事前の環境整備）

施設内で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、園児の生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

また、地域で開催する防災訓練に参加するなど地域と綿密な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

①避難訓練実施計画

- ①保護者との緊急連絡網訓練を年に2回実施する。
- ②安全確認訓練を毎日行う。
(9:30頃、出席児童数の確認を必ずおこない、出席ボードに記入する。出席人数の変更は都度、ボードに記入する。)
- ③避難経路の確認をする。
- ④災害非常持ち出しリュックの備品等の確認を定期的に行う。
防災頭巾・ヘルメットが人数分あるかの点検を行う。
(笠原・学童分園：月1回)
- ⑤地震発生時における各職員の役割分担を確認する。
- ⑥各保護者へは、入園・利用開始時と年1回4月に緊急時におけるひまわりお家笠原保育園と住吉分園学童施設の対応及び避難先を周知する。

②施設設備の点検等

- ①地震時に転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止なされているか点検する。
- ②地震後に、万が一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③避難経路に障害物がないことを常に確認する。
- ④防火管理責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ⑤職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。高い位置に重い物・硬い物・角のある物を置かない。
- ⑥緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

(2)地震発生時の対応

① 施設内(遊び・活動・食事・午睡)で地震がおきた場合

- ①避難誘導・救護係(保育士・児童指導員)は、園児・児童に安心できるような言葉をかけ、具体的に机の下に身を隠し、落下物から身を守り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ②職員は、園児が眠っているときには落下物から身を守れるよう毛布・布団等を利用する。
- ③職員は、できるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ④乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり、抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ⑤揺れが収まったら、職員は一時園庭に避難し、全園児童と職員の安全と人数確認を行い、理事長または認可外責任者、児童発達支援管理責任者に報告する。

② 施設外(プール・園庭など)

- ①園庭では、塀や建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
- ②プールでは、すばやく水からあげる。できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- ③揺れが収まり次第、速やかに職員が連携し全園児童の人数と安全確認を行い、理事長または認可外責任者、児童発達支援管理責任者に報告する。

③ 施設外活動(散歩)

- ①揺れを感じたらただちに全園児童を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の安全と人数確認をする。
- ②切れた電線には絶対触れないよう全園児童に声かけを行う。
- ③塀(ブロック)、自動販売機、屋根瓦、ガラス、その他の落下物及び転倒物に注意する。
- ④携帯電話で施設に連絡を入れ、状況報告をし、必要な場合は施設に応援要請する。
連絡がつかない場合は、補助職員が施設に応援を要請しに行く。
保育士または児童指導員、担当者は園児と必ず一緒に居る。
- ⑤全員が無事で、自力で戻れるようなら安全確認しながら、慎重に園に戻る。

④ 施設外活動(遠足・園外活動等)

- ①事前調査(下見)を必ず行い、目的地の状況把握と危険回避可能な場所を把握する。
- ②活動中に地震が起こった時には、安全第一に対応し職員全員が落ちついて行動する。
- ③活動を途中で中止し、全園児童の安全を確保してから携帯電話で施設に連絡する。連絡が取れない時は、現場の指揮権者の判断で行動する。

- ④目的地途中のバス・電車などの乗り物に乗っている場合は、運転手・アナウンスの指示に従い、参加園児全員の安全を第一に対応し、安心できる言葉かけを行う。
- ⑤窓ガラスの破片、落下物、特に切れた電線は直接または水たまり・ガードレール等を通して感電するので十分に注意する。

⑤ 朝夕保育中・延長保育中

朝夕の受け入れ時間帯は、職員数が少なく保護者の出入りも多く流動的な状況である。このことを念頭においてその場にあった対応が必要である。

但し、基本的には①施設内(遊び・活動・食事・午睡)で地震が起きた場合を参考とし、そのほかの注意すべき事項は以下の通りとする。

- ①居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- ②登園している園児の氏名、人数等を名簿で把握・確認し記録する。
- ③非常勤保育士・児童指導員は常勤保育士・児童指導員の指示に従い行動する。
- ④園児の引き渡しは、施設内か園庭にて職員が行い、出席簿に引き渡し時間を記入する。引き渡しの時、届け出た代理人でない者に引き渡す場合には保育主任・担任または学童責任者の立ち合いの元にその代理人の本人確認と署名をもらい、園児にも確認し引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。
- ⑤理事長は、災害の状況により、その後の施設の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札または張り紙にて入口付近に掲示する。
- ⑥園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は施設内での備蓄食料品で、できる限り対応する。その際、職員は園児の人数、園児の状況、必要な事項を記録し、理事長に報告する。

⑥ 避難

大地震がおきてもすぐに施設を離れるのではなく、施設や周辺が火災したり、そのおそれがある時や施設の被災が大きく危険であると判断した時に、行政の指定した避難所に避難する。

- ①理事長又は認可外責任者、児童発達支援管理責任者は避難先の行き先がわかるように玄関・門に立札または掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ②施設内より避難の際には、園児を安全に誘導できるように列を維持しながら、前・中間・後に職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが出席簿、携帯電話、非常用持ち出しリュック等の最低限の物を持ち出せるように努力する。

③防災計画に基づく避難場所は次の通りとする。

ひまわりのお家 笠原保育園 → 園庭

1・笠原中学校 2・笠原市民センター 3・笠原小学校

住吉学童分園→ 園庭

1・吉沢小学校 2・吉沢市民センター

3・水戸特別支援学校(福祉避難所) 南部老人福祉センター (福祉避難所)

⑦ 園児・職員が負傷した場合

下記の対応は、その場にいる職員が速やかに対応する。

①応急処置は、日頃より備えてある救急薬品で手当する。

②救命・救急措置が必要な場合、119番に連絡する。連絡が取れない場合、または救急車が到着するまで備えてあるAEDを使用し救命処置を行う。

(救護救急法で受講した通りに行う。)

⑧ 震災発生から時間別対応表

	避難誘導・救護	情報・伝達・指示	初動消火
発災	誘導(保育士・児童指導員) 1.園児の安全確認 2.園庭に避難させる。 3.園児人数確認。 4.認可外責任者・児童発達支援管理責任者・理事長に報告 救護 1.救急用品の確保 2.救護場所の確保	確認 (理事長・認可外責任者・児童発達支援管理責任者・事務員) ・震災を周知する ・火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認 ・園児・職員の安全確認と人数確認	初動対応(職員) 火の元を閉じる。 火災発生の場合、消火器使用
1時間	保護者へ引き渡す	ワンセグで情報確認	施設の点検及び確認 周囲の建物の安全状況確認
6時間	残留園児を安全な部屋へ移動させ保護する	職員の役割分担の指示	
23時間		指揮権の確認	
1日	園児を保護し、保護者へ引き渡す。	状況により職員を帰宅させる。	
3日	残留園児と避難所に移動する。	避難所に移動する際の職員を確保する。	
	理事長・認可外責任者・児童発達管理責任者・保育士・児童指導員で状況に応じて、順次行うこと。 1.保育園・学童保育の再開の組織づくりをする。 2.職員の確保 3.保育室・学童施設の整備・備品補充 4.再開の際の周知をクラス携帯電話で担当者が通知する。		

2・警戒宣言(大地震等)が出された場合の対応

① 警戒宣言が出された場合の園児の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、園児は、速やかに保護者へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。園児の引き渡しは原則として保育士・児童指導員が行い、お迎え日時を記入する。

引き渡しの時、届け出た代理人でない者に引き渡す場合には、認可外責任者・担任または児童発達支援管理責任者・指導員の立ち合いの元にその代理人の本人確認と署名をもらい園児にも確認し引き渡すこととする。

3・火災時における予防と対策

(1) 事前の環境整備

① 避難訓練実施計画

- ❶ 1年間を通して定期的に訓練を行う。
- ❷ 消防訓練を毎年1回、消防署隊員に来園してもらい訓練を実施する。
避難訓練→通報訓練→消火訓練
- ❸ 避難訓練記録を必ず記入する。問題点があれば速やかに見直し、安全第一を目指し、次の訓練に活かす。
- ❹ 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

② 施設設備の点検

- ❶ 出火元となりやすい電化製品、ガス器具、コンセント、配線、配電等の正しい使い方及び正常に作動しているか点検する。
- ❷ 万が一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ❸ 避難経路に障害物がないことを常に確認する。

(2) 火災発生時の手順（発生時の基本的な流れ）

火災発生・発見→ 報 告 → 避難誘導

→ 初期消火→ 通報連絡

- ❶ 火災の発見をしたら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ❷ 知らせを受けた職員は、速やかに園児の避難誘導を行う。
- ❸ 発見者及び認可外責任者、児童発達支援管理責任者は可能な限り初期消火に努める。
- ❹ 職員は119番消防署へ通報する。
- ❺ 落ち着いて行動することを心がけ、園児に動揺を与えないよう努める。
- ❻ 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、緊急連絡網で保護者に休園の連絡をし、保育再開の目途が立ち次第、再度お知らせをする。
- ❼ 緊急職員会議を開催し、受け入れ場所等について協議する。

4・その他の自然災害における予防と対策

(1) 風水害及び台風・竜巻

① 保育活動中に風水外及び台風・竜巻が発生した場合

- ①園児たちが不安にならないよう、落ち着ける言葉かけを行うなど配慮する。
・窓、カーテンを閉める ・窓から離れた場所に避難する
- ②飛ばされるような遊具、マット、物干し竿、コンテナ等整理する。
- ③午睡時は、窓側に頭を向けないよう配慮する。
- ④停電の可能性も視野に入れ、LED ライトを確認・点検する。(ワンセグも同様)

② 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ①出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
- ②園児の受け入れは、基本的に施設に異常がなければ通常保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらい、児の送り時間も早めに行えるよう保護者に連絡する。

③ 施設に被害が出た場合

- ①風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に、被害のない箇所にて保育活動を行い、できるだけ保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。
- ②翌日以降の保育活動業務について理事長は、速やかに決断し、保護者に周知できるよう掲示及び連絡すること。その際、緊急職員会議を開催し、受け入れ場所等について協議する。

(2) 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、施設内にいる場合には速やかに建物へ避難できるが、園外活動等の外出時に落雷が予測される場合には、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

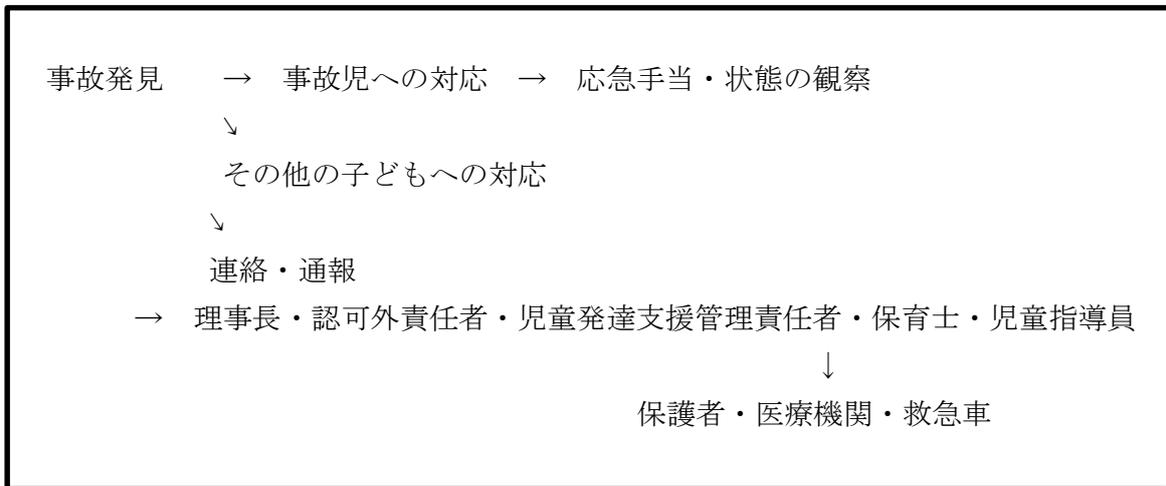
- ①落雷時前後は、雨が降ることが予測されるが、雷(電流)は、物体の中を流れる時、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので、待避場所は慎重に選択しなければならない。可能であれば、速やかに車・バスに乗り込むこと。
- ②周囲の木より高い木の幹に寄り添うことも前項の理由により避けること。

5・事故発生時における対応と予防

保育園・学童保育における園児の事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すればほとんどが防止可能である。また、園児の保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、職員が連携しながら全園児に対して事故防止に努められるよう、全ての職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応、保護者対応を身につけておくことが大切である。

(1)事故発生時の対応

① 事故発生時の基本的なながれのフローチャート



② 事故発生時の対応

①理事長又は認可外責任者・児童発達支援管理責任者・保育士・児童指導員は事故の状況を速やかに把握する。

事故現場にいた職員はインシデント報告書に記入し、認可外責任者・児童発達支援管理責任者に報告する。

ア・事故の状況 イ・子どもの状態 ウ・事実に基づいた記録

②協力者、応援者を求める

ア・必要処置の判断は、単独で行わない。イ・救護救急法受講した方法で職員との連携を図り応急処置をする。必要な場合は施設にある AED を使用する。

③医療機関・救急車を使用する場合には、引率する職員は園児の個人記録を持参する。

④保護者への対応は、事故発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し、理解を求める。いかなる状況であっても保育活動時間中に発生した事故である以上は、誠心誠意を持って対応する。また、施設加入保険内での対応となる説明を忘れずにする。

(2) 事故対応計画

理事長又は、認可外責任者・児童発達支援管理責任者は、事故未然防止を行うため、保護者・全職員に対応策を周知し、必要に応じて周知しなければならない。

①事前情報収集

- ①認可外責任者・児童発達支援管理責任者は、園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医師の有無・健康保険証番号・保護者の緊急連絡先(4か所)を利用開始前に情報を収集し、登録票に記載し、個人記録表で管理する。
- ②認可外責任者・児童発達支援管理責任者は、医療機関等の診療内容や診察時間の詳細な情報を収集し、職員に周知する。
- ③認可外責任者・児童発達支援管理責任者は、日常の施設内における遊具・保育室・園庭においてあらゆる事故を想定し、その危険を取り除く方策を講じなければならない。

②事故発生時対応フローチャート

- ①認可外責任者・児童発達支援管理責任者は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙1及び別紙2参照)にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

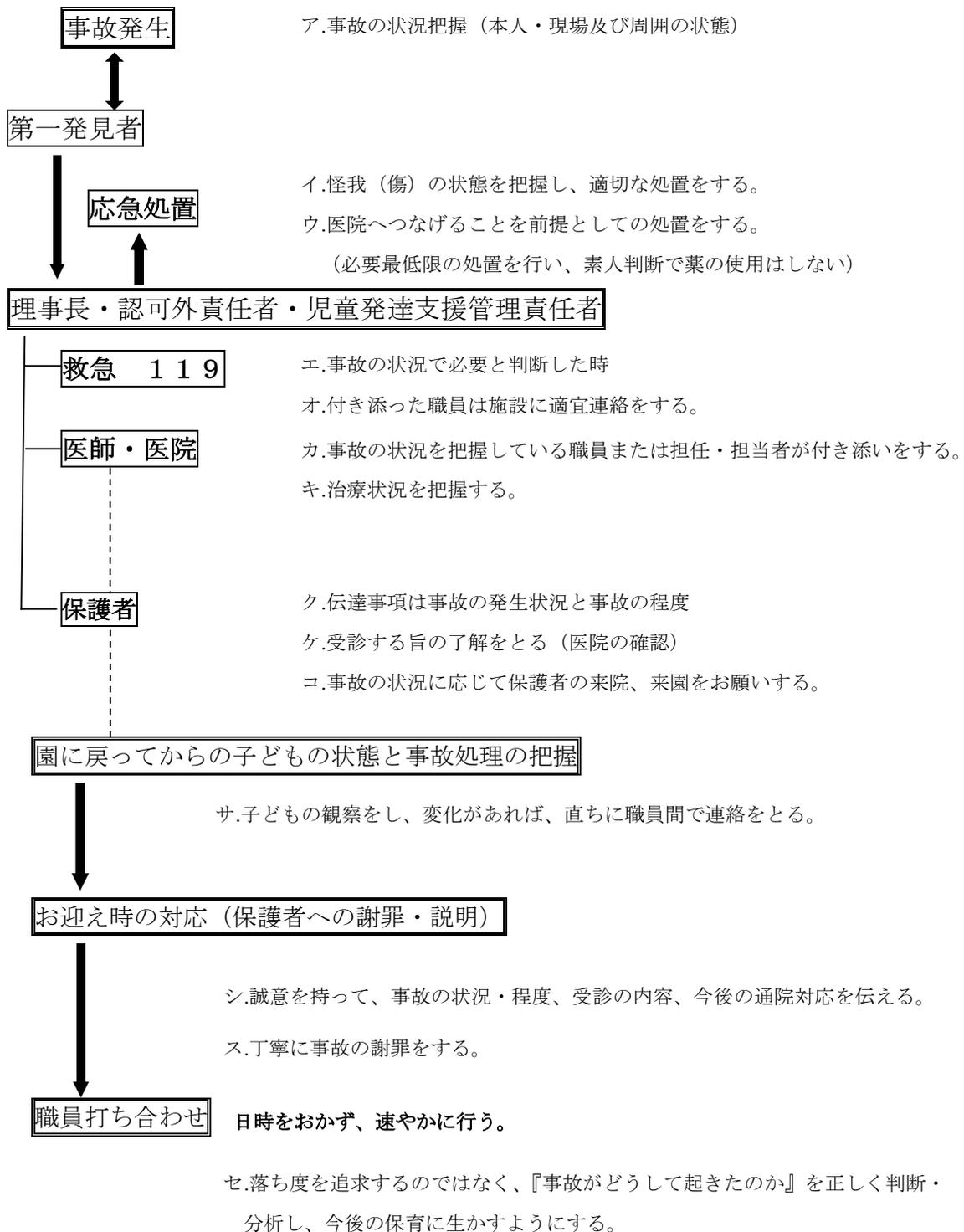
③施設外での活動についての注意事項

職員は、日頃から保育・学童活動周辺の公園や経路の危険、注意箇所を把握、確認する。また、園児個々の行動特性や、性格を把握し危険な行動や行為について察知し、留意する。各職員の事故に対する意識の向上と徹底を図ることが重要である。

- ①園外活動へ出発前に担当者は、園児の人数を確認し、引率の職員全員に周知する。
- ②交通車両や信号等において危険を予測できる場面では、引率の職員で園児に注意の声掛けを積極的に行う。
- ③目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には必ず職員が付き添い、常に園児の動きに注意をはらい、人数の確認を必ず行うこと。
- ④施設に帰った時は、認可外責任者・児童発達支援管理責任者に帰園した旨を伝え、報告を受けた認可外責任者・児童発達支援管理責任者は子どもの人数と状態を確認する。

事故発生時対応フローチャート 1

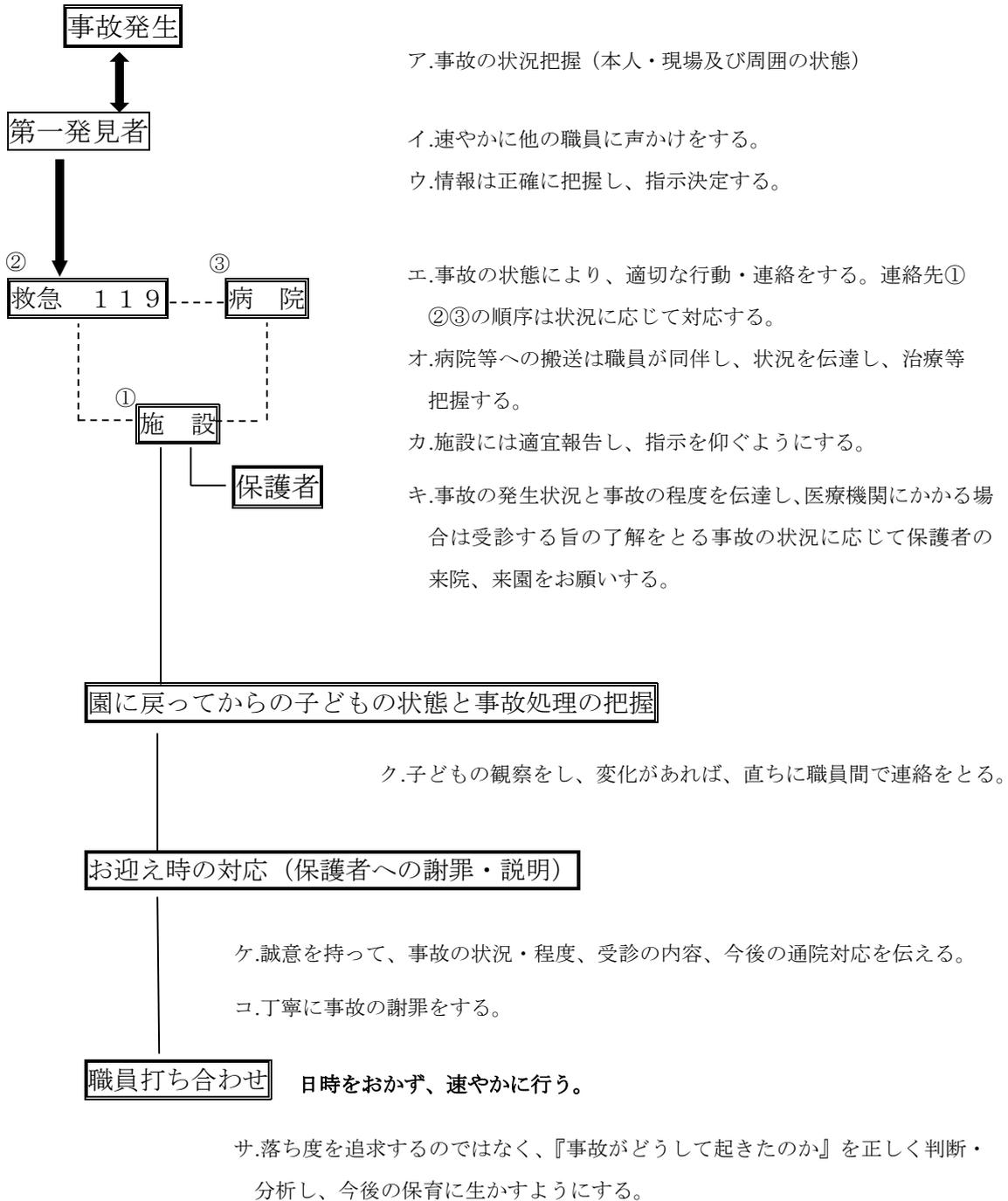
施設内で事故が発生した場合



検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』『今後の検討（原因追求、解明等）』
 『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

事故発生時対応フローチャート1

施設外で事故が発生した場合



検討項目『事故の報告 (状況、原因、内容、対応等)』『今後の検討 (原因追求、解明等)』
『原因の除去及び処置 (点検、改善等)』

6・事件発生時における対応と予防

不審者や犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を講じ、地域・保護者との連携に努めるとともに警察等関係機関に協力を求め、園児の安全確保及び危機管理のための方策をさらに講じることも必要である。

(1)施設面での対応

- ① 出入り口はセキュリティーを完備、施錠し、保護者と職員のみ暗証番号を教え、出入りする。裏口も施錠し、緊急時に解除し、出入りする。また、勤務を終えた最後の職員が別のキーでダブルロック施錠し、早番の職員は解除し、施設内に入る。その行為をせずに不審者が侵入すると、サイレンが鳴り、理事長・理事の携帯に侵入者の画像が写るようになる。
- ② 上記のセキュリティーの点検と、必要と思われる設備の点検は常に行わなければならない。
- ③ 学童分園は常に出入り口・園庭側を施錠する。

(2)園児及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

①園児の安全確保

- ① 園児の安全を最優先に考え、職員が複数いる場合は、職員と男性職員が2人で門を開けず、門をはさみながら相手を刺激しないよう静かに相手の話を聞き、時間を持たせる。その間、他の職員は速やかに110番通報し、保育室を施錠し、園児が動揺しないように警察が来るまで待避する。
- ② 学童分園は、速やかに110番通報し、全てのサッシを施錠し、警察が来るまで待避する。

7・食中毒発生時における対応と予防

(1) 症状の的確な把握

食中毒と思われる症状として、腹痛・発熱・嘔吐・下痢などが、同時に発症した場合。水戸保健所に連絡し指導を仰ぐこと。

施設における調理の場合

- ・ 給食の献立、発生時間などについて把握する。
- ・ 給食は、保管している。(2週間分)
- ・ 調理の内容、発生時間、発生の場所などについて把握する。
- ・ 食材やその購入先についても把握する。

※ 勤務時間内に発生するとは限らないので、時間外における職員の緊急連絡体制についても整備しておくこと。

(2) 施設内体制の確立

食中毒発生の連絡を受けた担任は、理事長、園長に報告し、職員全体に周知するなど、施設内の連絡体制による情報の共有化と事故の概要の把握に努めること。

- ・ 年齢・症状
- ・ 欠席している園児の症状の把握
- ・ 家族の健康状況についての調査

(3) 関係機関への連絡体制

ひまわりのお家(理事長)または園長 ⇔ 水戸保健所

(4) 保護者への事情説明 (関係する園児の保護者)

(5) 全ての園児の保護者への事情並びに経過説明

園児のプライバシーの関係もあるので、十分配慮しながら経過説明すること。

(6) 事後の処置について

- ・ 食中毒発生の場合、保健所が主体になって調査するので、全面的に協力しながら原因究明にあたること。
- ・ 保健所と連携しながら、健康診断・出席停止・臨時休業・消毒・その他の措置について協議すること。

(7) 報道機関への対応について

窓口を一本化し、理事長が行うこと。

8・光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応と予防

光化学スモッグとは、自動車・工場・ビルなどから排出された、窒素酸化物・炭化水素等の大気中の汚染物質が、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、オゾン・パーオキシアシナイトレート、二酸化炭素などの酸化物質や、アルデヒド等の二次汚染物質が高濃度になって発生する現象である。

酸化物質をオキシダントと総称し、また、光化学反応によって生成されたオキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれ、このことが光化学スモッグ汚染程度を示す指標とされている。

(1)光化学スモッグ

- ・光化学スモッグが発生しやすい気象条件
 - ・紫外線がある程度以上に強い薄曇りから晴れの日で、気温が20℃以上の日
 - ・風が弱い（風速4m以下）日
 - ・もやがかかったように視界がかすむ状態のとき
- ・光化学スモッグによる人体への影響
 - ・目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
 - ・目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。
- ・発生要件
 - ・都内各所に設置した測定局でのオキシダント濃度が基準以上になった時、東京都環境保全局大気監視
 - ・課に自動的に記録され、気象条件からみてその状態が継続されると認められるときに発令される。
- ・光化学スモッグ注意報等発令時の対応
 - ・園児・職員は、原則として屋内に入る。
 - ・屋外運動は差し控える。
 - ・不要不急の自動車使用をなるべく控える。
- ・光化学スモッグによる被害発生時の対応
 - ・目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどの症状が見られたら、園児・職員は速やかに屋内に入る。
 - ・すぐに洗眼やうがいをする。
 - ・ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある園児には、十分に注意する。
 - ・洗眼やうがいをして様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける。
 - ・重傷者の場合は、『119』救急通報し、救急車を呼ぶ。

9・感染症における予防と対応

茨城県保育施設における感染症対応マニュアルを参照(別添)